

市政記者クラブ 様

令和 8 年 3 月 26 日
総務局職員部人事課 担当 平松 (972-2121)
総務局総務課 担当 中村 (972-2101)

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	令和 4 年 11 月から令和 7 年 11 月までの間、合計 70 回(14.5 日と 118 時間)にわたり、正当な理由なく職場を離脱し、勤務を欠いたもの。
被処分者の所属・補職・処分内容	総務局課長補佐 (子ども青少年局課長補佐 兼務) 男性・30 代 停職 2 月 (同日付、分限処分として主任級へ降任)
管理監督責任	総務局課長 2 名 所属長文書訓戒 健康福祉局担当部長 1 名 所属長文書訓戒 子ども青少年局課長 2 名 所属長文書訓戒
処分年月日	令和 8 年 3 月 26 日 (木)